

## 公益財団法人新潟県スポーツ協会 加盟団体規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第37条の3の規定に基づき、加盟団体に関する事項について必要な事項を定める。

### (加盟団体)

第2条 定款第36条に規定する加盟団体（以下「加盟団体」という。）は、定款に定める本会の目的に賛同し、本会と連携及び協働する団体であり、次のとおりとする。

- (1) 県内においてスポーツを種目別に統轄する団体（加盟競技団体）  
別表1に掲げる団体
- (2) 県内において学校体育を統轄する団体（加盟学校体育団体）  
別表2に掲げる団体
- (3) 市町村においてスポーツを総合的に統轄する団体（加盟市町村スポーツ・体育団体）  
別表3に掲げる団体
- (4) 前3号定めるもののほか、県内においてスポーツの振興を図る団体であって本会に加盟したもの（その他加盟団体）

### (加盟団体の使命)

第2条の2 加盟団体は、社会的存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の取組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 本会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの普及・推進及び競技力の向上に尽力すること。
- (2) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (4) スポーツを通じて、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与すること。

### (加盟団体の権限)

第2条の3 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 本会会長等が招集する会議等に参加すること。
- (2) 本会が行う事業に参画又は応募すること。
- (3) 本会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。

- (4) 組織運営等に関して本会の指導又は助言を求めること。
- (5) 本会の加盟団体であることを称すること。
- (6) 本会が提供した情報を取得すること。

(遵守すべき事項)

第2条の4 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の適合状況について、自己説明及び公表を年1回実施しなければならない。

2 加盟団体は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備したうえで、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 役職員等の関係者に、本会の倫理・コンプライアンス規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させるとともに、本会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

(報告及び届出義務)

第2条の5 加盟団体は、毎事業年度開始から1月後までの間に、次の書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 加盟団体は、毎事業年度終了後3月以内に、次の書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 財務諸表又は収支決算書
- (3) 直近の役員名簿

第2条の6 加盟団体は、定款、登記事項、規約、その他本会に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届け出なければならない。

2 加盟団体は、各団体の組織運営等に関する本会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

(処分手続等における協力・報告義務)

第2条の7 本会が倫理・コンプライアンス規程及び処分規程に基づき調査等が必要と判断し、加盟団体に協力を依頼した場合、当該加盟団体はこれに協力しなけ

ればならない。

- 2 前項により協力を依頼された加盟団体は、本会から報告を求められた場合、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 加盟団体は、各中央競技団体等の上部団体又は公益財団法人日本スポーツ協会の諸制度に基づき登録等を行っている者等に対して処分を科すこと若しくは加盟団体として処分を科すことが想定される事案を把握した場合には、速やかに本会にその概要等について報告しなければならない。

#### (加盟団体会費)

第3条 加盟団体が納入する会費は、理事会において別に定める別表4の額を本会の加盟団体会費（以下「会費」という。）とし、それぞれの加盟団体は、毎年5月末日までに定められた会費を納入しなければならない。ただし、新たに加盟を認められた団体にあつては、別に指定する日までに納入するものとする。

- 2 加盟団体が、定款第37条の2第1項により脱退し又は同条第2項により退会した場合において、退会となった日に会費を未納している場合には、直ちに納付しなければならない。
- 3 納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

#### (会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50パーセント以内を当該年度の法人会計に使用する。

#### (加盟手続)

第5条 定款第37条により、新たに本会の加盟団体になろうとするときは、その代表者から次の書類を本会へ提出し、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 定款（法人でない団体にあつては規約）
- (3) 役員名簿
- (4) 組織図及び所属団体一覧
- (5) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (6) 前年度の事業報告書及び財務諸表又は収支決算書
- (7) 登記事項証明書
- (8) 前各号のほか、本会が必要に応じて提出を求める場合には、その書類

#### (脱退手続)

第6条 定款第37条の2第1項により、本会に加盟する団体が脱退しようとするときは、その代表者から次の書類を本会へ提出し、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 脱退届
- (2) 脱退理由書
- (3) 前各号のほか、本会が必要に応じて提出を求める場合には、その書類

(検査)

第7条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、定期的に、又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

(指導)

第7条の2 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

(調査)

第7条の3 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又は本会の職員等に、加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体役職員等の関係者に質問させることができる。

(協力義務)

第7条の4 加盟団体は、第7条、第7条の2及び第7条の3に定める本会の監督行為に対して、協力しなければならない。

(処分)

第8条 加盟団体が、定款第36条に定める組織を有しないこととなったとき、定款第37条の2第2項に該当すると認められるとき、第2条の4から第3条、第7条の4に定める義務等を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行う。

- (1) 注意
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会の決議を経て別に定める。

3 処分に伴い、本会と当該加盟団体が連携する事業の取り扱いは、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体が費用を補償しなければならない。

(不服申立)

第9条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 13 年 3 月 13 日から施行する。
- 2 財団法人新潟県体育協会加盟規程（昭和 42 年 4 月 17 日）は廃止する。
  - 平成 13 年 5 月 30 日一部改正
  - 平成 16 年 3 月 23 日一部改正
  - 平成 16 年 5 月 26 日一部改正
  - 平成 16 年 12 月 1 日一部改正
  - 平成 17 年 4 月 1 日一部改正
  - 平成 17 年 5 月 27 日一部改正
  - 平成 17 年 12 月 21 日一部改正
  - 平成 18 年 4 月 1 日一部改正
  - 平成 19 年 4 月 1 日一部改正
  - 平成 20 年 4 月 1 日一部改正
  - 平成 24 年 4 月 1 日改正
  - 平成 26 年 12 月 17 日一部改正
  - 平成 30 年 4 月 1 日改正
  - 令和 3 年 7 月 1 日改正
  - 令和 6 年 1 月 1 日改正

別表 1 ～ 4 （略）

